

○国の補助基準による生計維持者（※1）の所得等の要件と給付額の年額

道府県民税所得割と市町村民税所得割が

	①	②	③
	非課税 の世帯	105,500円未満 の世帯 (①を除く)	264,500円未満 かつ 多子世帯 (①及び②を除く)
国公立	50,500	10,100	10,100
私立	52,100	10,420	10,420

※1 生徒の生計を維持するもの（生徒に父母がいる場合は父母）

※2 詳細な要件及び給付額は住んでいる都道府県にお問い合わせください